

会員における分別保管の適正な実施の確保のため
の措置について(理事会決議)

平成 13 年 11 月 21 日
日本証券業協会

会員における顧客資産の分別保管(以下、「分別保管」という。)の適正な実施を確保し、証券界に対する社会的信頼の向上を図るため、下記のとおり決議する。

記

1. 分別保管に関する定期的な外部監査の実施

- (1) 会員は、本協会と日本公認会計士協会との間で協議し策定した指針に基づき、監査法人又は公認会計士(以下「監査法人等」という。)との契約により、監査法人等による分別保管についてのチェックを年 1 回以上受けなければならないこととする。
- (2) 会員は、監査法人等による報告書の写しを本協会に提出しなければならないこととする。
- (3) 協会は、上記報告書において改善を要する点があると認められた場合には、速やかに該当事項を改善するよう当該会員に指示し、当該会員は協会に対して改善報告書を提出することとする。

2. 分別保管の実効性の確保に関する措置

- (1) 協会は、会員の自己資本規制比率が 120%を下回った場合等協会が必要と判断した場合には、定款第 17 条の規定に基づき、当該会員に対して、分別保管に関する状況等の報告を求めることとする。
- (2) 協会は、会員の自己資本規制比率が 100%を下回った場合等協会が必要と判断した場合には、定款第 26 条の規定に基づき、顧客分別金の必要額の差替えを毎日行うよう勧告することとする。
- (3) 協会は、会員に対して、行政当局より証券取引法第 56 条の 2 第 1 項に基づき財産保全措置を含む業務改善命令が発出された場合その他協会が必要と判断した場合には、当該会員に対する分別保管に関する特別監査を実施することとし、当該会員は、分別保管に関する事項について、当該特別監査を実施する者の指示に従うこととする。

3. 施行日

この理事会決議は、平成 13 年 11 月 21 日から施行する。ただし、1. については、指針策定日の属する年度から実施する。